

# 入札（見積合せ）結果調書

|                        |   |   |                      |              |
|------------------------|---|---|----------------------|--------------|
| 業務名                    | 個人被ばく線量測定検査業務（単価契約）   |   |                      |              |
| 契約方法及び根拠条項             | 随意契約（複数単価契約）<br>・ 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号<br>・ 市立旭川病院随意契約ガイドライン2－（1）－イ  |   |                      |              |
| 契約の相手方                 | 東京都文京区湯島1丁目7番12号<br>株式会社千代田テクノル 代表取締役 井上 任  |   |                      |              |
| 契約金額<br>（契約単価）         | 広範囲用測定検査<br>（隔壁の漏洩線量測定用を含む。）  |   | 605円                 |              |
|                        |   |   | （うち、消費税及び地方消費税 55円）  |              |
|                        | 中性子広範囲用測定検査   |   | 2,464円               |              |
|                        |   |   | （うち、消費税及び地方消費税 224円） |              |
|                        | 水晶体用測定検査  |   | 3,696円               |              |
|                        |   |   | （うち、消費税及び地方消費税 336円） |              |
| 契約期間                   | 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで   |   |                      |              |
| 契約担当課                  | 市立旭川病院事務局 経営管理課   |   |                      |              |
| 入札（見積）日時               | 令和6年3月14日   |   |                      |              |
| <b>入札（見積合せ）結果</b>      |   |   |                      |              |
|                        | 業者名   | 第1回<br>（単価）                                 | 第2回<br>（単価）          | 入札等の<br>執行状況 |
| 1                      | 株式会社千代田テクノル   | 広範囲用測定検査（隔壁の漏洩<br>線量測定用を含む。）<br><br>550.00円 | /                    | 決定           |
|                        |   | 中性子広範囲用測定検査<br><br>2,240.00円                | /                    |              |
|                        |   | 水晶体用測定検査<br><br>3,360.00円                   | /                    |              |
| 一者特命の<br>随意契約と<br>した理由 | 1 計量法公正登録制度（JCSS）に登録されている業者から選定する<br>測定機関の信頼性及び測定品質の品質保証を確保するため、測定に使用する線量測定器が、経産省所管の独立行政法人／製品評価技術基盤機構による計量法公正登録制度（JCSS）の「放射線・放射能・中性子」の区分に登録されている業者から委託先を選定する。<br>2 眼の水晶体用線量計を取り扱う業者から選定する<br>電離放射線障害防止規則上（昭和四十七年労働省令第四十一号「第五条 事業者は、放射線業務従事者の受ける等価線量が、眼の水晶体に受けるものについては五年間につき百ミリシーベルト及び一年間につき五十ミリシーベルトを、皮膚に受けるものについては一年間につき五百ミリシーベルトを、それぞれ超えないようにしなければならない。」）、水晶体の等価線量限度の測定が必要であり、対応する線量計を取り扱っている業者から委託先を選定する。<br>3 緊急時に速やかに対応できる体制が整っている業者から選定する<br>故障・トラブルなど緊急時に速やかに対応出来るよう道内に事業所・営業所がある業者から委託先を選定する。<br><br>以上の理由で選定した結果、(株)千代田テクノルのみが対象となるため、当該業者1者を対象とする随意契約とする。 |   |                      |              |